

4住第 12 号
令和4年1月21日

京都府知事 西脇 隆俊 様

伊根町長 吉本 秀樹



「(仮称) 丹後半島第一風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」及び「(仮称) 丹後半島第二風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」についての環境の保全の見地からの意見について (回答)

令和3年12月13日付3環管第342号及び3環第344号により照会のあった標記の件について、下記のとおり回答します。

記

1. 全体について

伊根町では「先人から受け継がれた景観・文化・伝統、自然豊かな生活環境の維持継承」を基本方針として、伊根町で暮らす人や訪れる人などが幸せを実感できる町づくりに取り組んでいる。そのため、今回の風力発電事業が伊根町の美しい自然環境や景観に影響を与え、地元住民の生活に不安を与えるようなことがあってはならない。

このことを念頭に置いて、区域設定及び内容について検討し、住民に対して十分な説明を行うこと。

2. 災害対策について

風力発電施設の設置や道路整備に伴う土地の改変により、土砂災害が引き起こされる懸念がある。

事業実施地域には、筒川水系の筒川、犀川水系の犀川が流れており、土砂災害が起きることで筒川流域や伊根浦地区に甚大な被害を与える可能性が考えられるので、十分な調査及び検討を行うこと。その結果、重大な影響があると判明した場合は、区域設定及び内容を見直すなど適切な対策を講じること。

3. 景観について

伊根町では「伊根浦舟屋群」が漁村として初めて国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定され、この舟屋群は、水産業を基盤とした漁業集落と地形を活かした景観とで成り立っており、先人から受け継がれた財産である。

風力発電施設が伊根町の自然環境や景観を破壊することの無いように、伊根町景観条例の規定に基づき景観に配慮し、その他関係法令に基づく適切な手続きを行うこと。

4. 騒音、超低周波音について

事業実施地域の周辺に限らず、風力発電施設からの騒音、超低周波音による環境影響に起因した健康障害が住民に生じるおそれがあるため、十分な調査及び検討を行うこと。その結果、重大な影響があると判明した場合は、区域設定及び内容を見直すなど適切な対策を講じること。

5. 動物、植物、生態系について

風力発電施設の設置により、土砂や濁水が筒川流域及び伊根浦地区へ流出することの影響が懸念される。

事業実施地域周辺の生態系に限らず、伊根町の農地及び周辺海域の生態系に影響を及ぼし、伊根町の主要産業である農林水産業に被害を与えることのないように、専門家や地元住民からの意見徴収を行い、十分な調査及び検討を行うこと。

6. 周知について

地元住民においては、風力発電施設により発生する恐れのある騒音等や景観への影響に対する認識が十分ではないことが予想される。このため、地元住民に今回の風力発電事業の目的及び内容を十分に理解していただくために必要な措置を講じるとともに、地元住民の意向を踏まえたうえで、騒音、景観及び災害等に必要な対策を講じること。

7. その他

環境に影響を及ぼす新たな事実が判明した時は、速やかに府及び関係自治体に報告し、適切な措置を講じること。